2　施行期日等

この政令は、漁業災害補償法施行令の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（政令第二百九十七号）（総務省）

1　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十四条第一項の規定に基づき、電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付等を受けようとする者が納める手数料の額を改めるとともに、電子情報処理組織を使用して当該申請を行う場合の手数料の額を定める。（本則関係）

2　この政令は、令和七年十一月五日から施行する。（附則関係）

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二百九十八号）（防衛省）

1　令和七年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額について、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者においては四千四百二十一万円、同項第二号の教育訓練を修了した者においては九百八十万円、同項第三号の教育訓練を修了した者においては九百七十九万円とすること。（別表第十一関係）

2　この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

◇日本学術会議法施行令（政令第二百九十九号）（内閣府本府）

1　教育公務員及び研究公務員の範囲

⑴　日本学術会議法（令和七年法律第七十号。以下「法」という。）第九条第五項（法第二十三条第五項において準用する場合を含む。⑵において同じ。）の政令で定める教育公務員は、学校教育法の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。（第一条第一項関係）

⑵　法第九条第五項の政令で定める研究公務員は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二条第八項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であって、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。（第一条第二項関係）

2　積立金の処分に係る認可及び承認の手続

⑴　日本学術会議（以下「会議」という。）は、法第四十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、同項に規定する最後の事業年度（⑶及び３において「期間最終事業年度」という。）の末日までに、法第四十七条第一項に規定する次の中期的な活動計画に係る期間における積立金の使途その他内閣府令で定める事項を定めた積立金充当方法書を内閣総理大臣に提出しなければならない。（第二条第一項関係）

⑵　会議は、法第四十七条第一項の規定による承認を受けようとするときは、同項に規定する次の中期的な活動計画に係る期間の最初の事業年度の六月二十日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。（第二条第二項関係）

イ　法第四十七条第一項の規定による承認を受けようとする金額

ロ　イの金額を財源に充てようとする業務の内容

⑶　⑵の申請書には、期間最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最終事業年度の損益計算書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。（第二条第三項関係）

3　国庫納付金の納付の手続等

⑴　会議は、法第四十七条第二項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下この３において「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最終事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最終事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、２の⑵の申請書を提出したときは、これに添付した２の⑶に規定する書類を重ねて提出することを要しない。（第三条第一項関係）

⑵　内閣総理大臣は、⑴の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。（第三条第二項関係）

⑶　国庫納付金は、期間最終事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。（第三条第三項関係）

⑷　国庫納付金は、一般会計に帰属する。（第三条第四項関係）

4　不要財産に係る国庫納付等

法第五十二条において準用する独立行政法人通則法第四十六条の二第五項に規定する事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第三章（第五条及び第七条を除く。）の規定を準用する。（第四条関係）

5　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年十月一日（一部の規定については公布の日）から施行する。（附則第一条関係）

⑵　会議の成立の時において承継される権利義務を定める。（附則第二条関係）

⑶　権利義務の承継に係る資産及び負債並びに権利義務の承継によるみなし出資に関し必要な事項を定める。（附則第三条及び第四条関係）

⑷　評価委員の任命等に関し必要な事項を定める。（附則第五条関係）

⑸　国有財産の無償使用に関し必要な事項を定める。（附則第六条関係）

⑹　⑵から⑸までのほか、会議を国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合の取扱い等、所要の経過措置を定める。

⑺　日本学術会議法施行令（平成十七年政令第二百九十九号）を廃止する。（附則第十一条関係）

⑻　内閣府本府組織令について所要の改正を行う。（附則第十二条関係）

◇日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（条約第八号）（外務省）

この協定は、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　「文民構成員」、「部隊」、「訪問部隊」等の定義を定める。（第一条関係）

2　この協定は、両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とする。（第二条関係）

3　接受国において、接受国の法令を尊重し、この協定の精神に反する活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。（第三条関係）

4　この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動であって接受国において実施されるものに関する事項について適用する。（第四条関係）

5　接受国は、派遣国からの事前の通報により、適当な場合には、外交上の経路を通じて、派遣国に対し、訪問部隊の船舶又は航空機による接受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速に与える。（第五条関係）

6　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うこと等を条件として、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除され、また、外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外される。（第六条関係）

7　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、接受国の権限のある輸出入当局が執行する関係法令の適用を受ける。訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材、需品及び備品を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。（第七条関係）